運営規程

社会福祉法人石川福祉会

短期入所生活介護事業所（介護予防）桜が丘保養園
広島県 3472500531 号
特別養護老人ホーム（空床型・介護予防）桜が丘保養園
広島県 3472500580 号

短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業所
桜が丘保養園運営規程

（事業の目的）

第１条　　社会福祉法人石川福祉会が開設する短期入所生活介護事業所桜が丘保養園（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業（特別養護老人ホーム桜が丘保養園において空床利用型として実施するものを含む。以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士、機能訓練指導員及び調理員その他の従業者（以下「生活相談員等」）が、要介護状態（介護予防のあっては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　　指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び精神的負担の軽減を図る。

２ 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

３ 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

４ サービスの提供に当たって介護保険等関連情報等を活用し、施設単位でＰＤＣＡサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めます。 この場合において、「科学的介護情報システム（ＬＩＦＥ）」に情報を提出及び活用します。

（事業所の名称等）

第３条　　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)　名　称　　短期入所生活介護事業所桜が丘保養園

(2)　所在地　　東広島市西条町寺家５９７６番地

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第４条　　事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容（空床利用型による場合を含む）は、次のとおりとする。

(1)　管理者　　１名（特養と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
(2)　生活相談員　　生活相談員　利用者 100 人につき１人以上(常勤換算)
利用者からの様々な相談に対応
(3)　介護職員又は看護師若しくは准看護師　利用者 3 人につき１人以上（常勤換算）
利用者の健康管理　入浴・食事・排泄等　身の回りの介護業務
(4)　機能訓練指導員　　１名以上
利用者の機能訓練
(5)　介護支援専門員　　１名以上（常勤兼務）
介護サービス計画（ケアプラン）の作成
(6)　医師　　１名以上
利用者の健康管理
(7)　管理栄養士　　１名以上（常勤）
委託業者と協力し、よりよい食事を安全に提供する　栄養管理
(8)　その他の従業者
歯科衛生士　　１名以上
利用者の口腔ケア並びに職員への口腔ケア指導

２　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等

一　当該事業所は、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じています。

具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりです。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、入所者やその家族等から受けるものも含まれます。

イ　事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、事業主が特に留意しなければならい内容は以下のとおりです。

（１）　事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発として、職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

（２）　相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備として、相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

ロ　顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のための取り組み例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）及び③被害防

止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）があります。

（利用定員）

第５条　　指定短期入所生活介護及び介護予防入所生活介護の利用定員は次のとおりとする

① 併設型は、１０人とする。

② 空床利用型は、特別養護老人ホーム桜が丘保養園の定員 100 名以内

（指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容及び利用料等）

第６条　　事業の内容は次のとおりとし、指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その１割、2 割又は 3 割の額とする。

（１）　入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

（２）　日常生活動作の機能訓練

（３）　健康チェック

（４）　送迎

（５）　夜間看護体制

２　事業者は、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる（別紙参照）

１）　室料、光熱水費相当の滞在費

２）　食材料費、調理費相当の食費

３）　厚生労働省の定める基準に基づき入所者が選定する特別な居室（国若しくは地方自治体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

４）　入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用

５）　理美容代

６）　前各号のほか、重要事項説明書にあり通常利用者に負担させることが適当な費用

３　前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第７条　　事業所の送迎の事業の実施地域は、東広島市（西条町、八本松町、高屋町、志和町）とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第８条　　利用者は、サービス利用に当たっては、本会管理規程に順ずるものとする。

（緊急時等における対応方法）

第９条　　生活相談員等は、（介護予防）短期入所生活介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第１０条　事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年２回以上、避難・救出訓練を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第１１条　事業所は、（介護予防）短期入所生活介護従業者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)　採用時研修　　採用後３ヶ月以内
(2)　継続研修　　年１回
(3)　その他の研修

２　従業者は、就業規則および法人個人情報保護規程に準じ、職務上知り得た秘密を保持する。

３　従業者であった者に対し、就業規則および法人個人情報保護規程に準じ、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人石川福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

５　従業者は、高齢者虐待防止法に準じ、利用者の権利を尊重し、業務を遂行しなければならない。

６　サービスの提供に当たっては、当該利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者･入所者の行動を制限する行為を行ってはならないとする。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、管理者の同意後、家族へ身体拘束説明書をもって確認を行う。態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、やむを得なかった理由を記録しなければならない。緊急時にも、必ず前述の記録を必要とする。

第１２条　虐待の防止

虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されており、その実効性を高め、入所者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じます。

・虐待の未然防止と短期入所生活介護事業所は高齢者の尊厳保持
・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要が

あり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す
・従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護施設の従業者としての責務及び適切な対応等を正しく理解できるよう促す
・虐待等を早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）を講じます
・入所者及びその家族からの虐待等に係る相談、入所者から市町村への虐待の届出については、適切な対応を行います
・虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報します。その場合は、当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力します。

① 虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する為に、虐待の防止のための対策を検討する委員会「虐待の防止のための対策を検討する委員会」（以下「虐待防止検討委員会」という。）を管理者を含む幅広い職種で開催し、構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催します。また、施設外の虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することも必要に応じて検討します。

虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限らないため、個別の状況に応じて慎重に対応します。基本的には、虐待防止検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営するが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合は、これと一体的に設置・運営する。

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うこともできます。その場合は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守します。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討します。その際、そこで得た結果（施設における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図ります。

イ　虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関すること
ロ　虐待の防止のための指針の整備に関すること
ハ　虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
ニ　虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
ホ　従業者が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
ヘ　虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
ト　前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

② 「虐待の防止のための指針」には、次のような項目が盛り込まれています。

イ　施設における虐待の防止に関する基本的考え方

ロ　虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項
ハ　虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
ニ　虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
ホ　虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
ヘ　成年後見制度の利用支援に関する事項
ト　虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
チ　入所者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
リ　その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③　虐待の防止のための従業者に対する研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該短期入所生活介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行います。職員教育を組織的に徹底させていくために、指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年２回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施します。

④　虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を配置します。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることができるよう善処します。

第１３条　身体的拘束等

福祉サービスの提供に当たっては、当該入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他の入所者・入所者の行動を制限する行為を行ってはならないとする。

やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、本人又はその家族の同意後、家族へ身体的拘束等説明書をもって確認を行う。態様及び時間、その際の入所者の心身の状況、やむを得なかった理由を記録しなければならない。緊急時にも、必ず前述の記録を必要とする。

２）虐待に対し、完全にこれを拒絶し、社会から根絶することを誓う。さらに、如何なる人々が虐待されていてもこれを見過ごさず、適切な措置を講ずる。

第１４条　非常災害対策について

- 災害時の対応　防災計画に準じます。
- 防災設備　　消火栓・消火器・防火扉・非常用自動通報装置を備えています。
- 防災訓練　　毎月行っています。年２回、防災食訓練も行っています。
- 防火責任者　　介護課長　角本　伸志

避難・救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努め、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めます。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとします。

２　業務継続計画の策定等

指定介護老人福祉施設は、感染症や災害が発生した場合にあっても、入所者が

継続して指定介護福祉施設サービスの提供を受けられるよう、指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、指定介護老人福祉施設の職員等に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施します。
また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加します。

二　業務継続計画には、以下の項目等を記載します。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定します。

イ　感染症に係る業務継続計画

（１）平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）

（２）初動対応

（３）感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

ロ　災害に係る業務継続計画

（１）平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）

（２）緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）

（３）他施設及び地域との連携

三　研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行います。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年　２回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施します。

四　訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年　２回以上）に実施します。

第１５条　衛生管理等

感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（以下「感染対策委員会」という。）を開催し、講ずるべき措置について検討します。

二　施設における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応が規定されています。

介護職員その他の従業者に対する「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知 識を普及・啓発するとともに、当該施設における指針に基づいた衛生管 理の徹底や衛生的なケアの励行を行います。

三　平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行います。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、施設内の役割 分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施します。

附　　則

この規程は、平成１２年４月１日から施行する。

改定　　平成１７年４月１日
改定　　平成１７年１０月１日
改定　　平成１８年４月１日
改定　　平成２０年２月１日
改定　　平成２２年４月１日
改定　　平成２３年４月１日
改定　　平成２３年１２月１１日
改定　　平成２４年４月１日
改定　　平成２５年４月１日
改定　　平成２５年７月１日
改定　　平成２６年４月１日
改定　　平成２７年８月１日
改定　　平成２８年４月１日
改定　　平成２９年４月１日
改定　　平成２９年１１月１日
改定　　平成３０年４月１日
改定　　平成３１年４月１日
改定　　令和１年８月１日
改定　　令和１年１０月１日
改定　　令和２年４月１日
改定　　令和３年４月１日
改定　　令和４年４月１日
改定　　令和４年10月１日
改定　　令和５年４月１日
改定　　令和６年２月１日
改定　　令和６年４月１日
改定　　令和６年12月１日
改定　　令和７年４月１日
改定　　令和８年４月１日